

電波法施行規則第四十条の三及び別表第四号の三の規定に基づき、  
無線設備等保守規程の変更認定を要しない軽微な変更事項を定める告示案に係る意見募集の結果

(意見募集期間：令和5年12月16日～令和6年1月19日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>「告示案」で「総務大臣 鈴木 淳司」と書いてあるが、在任3ヶ月でクビになったのではないのか。 であるから「総務大臣」表記にしてほしい。 前総務大臣 寺田 稔も在任3ヶ月でクビになったが、クビになる場合が多いのだから、クビになる前提で「総務大臣」表記にしてほしい。</p> <p>「令和 年 月 日」 「総務省告示第 号」 ここでは空白にしているのだから 「総務大臣 鈴木 淳司」も 「総務大臣」にしてほしい。</p> <p>意見の募集前に既にクビになっているのだから、「総務大臣 鈴木 淳司」で意見募集するのはおかしいのではないのか。なぜ修正しないのか。</p>	<p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無
2	個人	<p>いつも国民が、安心して生活できるように、政策を施していただき、ありがとうございます。 電波法施行規則の無線設備保守規定の改正案につきまして、拝読しましたので、以下に意見を申し上げます。</p> <p>[対象] 点検等担当者等を変更しようとする場合は、総務大臣の認定（変更認定）を受ける必要があります。</p> <p>[意見] モバイル無人レーダーにつきましても、本電波法施行規則の無線設備保守規定の適用を受けるよう、お願い申し上げます。なぜなら、近年のデジタル技術や、高周波技術の発展によって、レーダーを小型化、無人化できるように</p>	<p>今回、意見募集をいたしました、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を対象とした制度となっております。</p>	無

	<p>なりました。これを悪用して、反社会勢力が、モバイル無人レーダーを、設置している疑いがございます。例えば、以下のところから、周囲に無線設備が無いにもかかわらず、電磁波測定器から、高周波出力を高く測定される事例がございました。</p> <p>車の後部（駐車場、並走している車）  集合住宅（寮）の空き部屋  キャリーケース（駅、新幹線車内）  工事現場のプレハブの一角  工事現場の廃棄物の中  工事現場の工具置き場の一角  工事現場の配電盤の中</p> <p>レーダーは回転して、例えば12秒ごとに、周囲を索敵することが可能と予想しております。1つ置けば、索敵範囲内（例えば15m）にいる人を検知することが可能と予想しております。レーダーに、Wi-Fi や Tread 等の通信規格を搭載することで、IPv4 等を割り当てて、世界中から索敵結果を閲覧することやレーダーの操作が可能になります。また、レーダーの周波数を非常に高周波にすることで、レーダーが壁をすり抜けることも可能です。ですが、窓を介して索敵したほうが、電波は通りやすいです。電源についても、バッテリー技術の発展を悪用して、モバイルでレーダーを設置することが可能です。このようなレーダーにつきましても、本電波法施行規則の無線設備保守規定の適用を受けるよう、お願い申し上げます。</p>		
--	---	--	--

○提出された御意見の件数：2件